

# 三ヶ島小学校いじめ防止基本方針

(令和4年10月31日改定)

## いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめ問題の解決に当たっては、未然防止、早期発見、早期対応、早期解決が重要である。

その実現のためには、学校、保護者、地域がいじめに対応する基本姿勢を共有し、緊密な連携をもち、組織的な対応ができるよう体制の整備を図らなければならない。

また、市内中学校で過去3年にわたり連続して発生した生徒の命に関わる事案を教訓に、いじめを許さず適切に対応し、全件解消を図る取組を続けていく必要がある。

そこで、三ヶ島小学校では、学校教育目標「みんなやさしく かがやいて じょうぶな体 まじめな子」を目指し、以下の姿勢、考え方のもと、全ての児童が安心して楽しく学べる学校づくりを進めていく。

### (地方いじめ防止基本方針)

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

【いじめ防止対策推進法】

## いじめの定義について

いじめの定義については、いじめ防止対策推進法の規定による。

### (定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

【いじめ防止対策推進法】

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断

するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、第 22 条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級やクラブの児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味したうえで、対応する必要がある。

具体的ないじめの様態は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・インターネット（やメール等）で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

## いじめの理解について

いじめの理解は、共通の認識をもって対処するものとする。

いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得るとの共通認識をもって対処することが大切である。具体的ないじめの態様等を未然防止に取り組むことが大切である。また、観衆としてはやしたてたり、面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意をし、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成させるようにすることが必要である。

上記を踏まえ、「けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童が感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する」ことが大切である。

## 1 いじめの防止

いじめの未然防止・早期発見に向け、校種間の連携や心のふれあい相談員やスクールカウンセラー、教育相談コーディネーターを活用した相談体制の充実、保護者や地域への啓発など、従来から行っている取組内容を見直し、いじめ重大事件を教訓として児童の実態を踏まえた実効性のある取組をしていく。

児童からの相談に対応できる生徒指導体制の整備を図り、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用するなど、関係諸機関との連携を図り必要な支援を行っていく。

11月を「いじめ撲滅強調月間」とし、意識の高揚を図り、いじめに対する「行動宣言」等を行い、クラスや学校単位で「いじめを考える授業」や「いじめが起きにくいクラスづくり」「児童会が中心となったいじめ防止」への取組などを活用し、一人一人がいじめに対して自分にできることを考える機会とする。

いじめの防止に資するため、「心のエネルギープロジェクト」を推進し、児童の自己肯定感を高めしていく。

6・7月をプロジェクト月間とする。

### (1) 集団づくり・人間関係づくりの取組

好ましい人間関係を育むために、SST（ソーシャル・スキル・トレーニング）をはじめとした適応指導を行う。また、教育相談に関する教職員研修で資質の向上に取り組んでいく。担任を中心にスクールカウンセラーや心のふれあい相談員、養護教諭、他の教職員が連携し、児童に対し、ストレスマネジメントやSOSの出し方、ゲートキーパーとしての役割等についての授業を行うなどして、いじめの未然防止・早期発見及び自殺予防を徹底する。

### (2) 「子どもの人権」の啓発促進

お互いの人権を尊重する意識の高揚を図る取組や研修会の中で、「子どもの人権」について啓発する。また、人権作文の募集に参加し、自分も相手の人の人権も守る心情を育む。

#### ① いじめは重大な人権侵害

いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の者に大きな傷を残すものであり決して許されないことを児童に理解させる。

#### ② いじめは刑事罰の対象に

いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ることを児童に理解させる。

#### ③ いじめの四層構造の理解

いじめが行われている中では、加害者・被害者に加え、観衆（はやし立てたり面白がったりする者）・傍観者（周辺で暗黙の了解でいる者）という4つの立場が存在する。このような四層構造を理解させるとともに、いじめの当事者ではない児童も自分達が「観衆」にならないこと、また「傍観者」もいじめ防止のために行動することができるよう啓発する。

#### ④ 東日本大震災により被災した児童について

東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童については、被害児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感を教職員が十分に理解し、当該児童に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童に対してのいじめについて理解させる。

#### ⑤ 配慮が必要な児童について

学校は、特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。また、援助を求めることが苦手ないわゆる「目立たない児童」の声なき声に耳を傾け、微かなサインに目を配り、児童それぞれの表現を引き出してしっかりと受け止めることの大切さを理解することに努める。

#### (3) 道徳教育の充実

いじめ未然防止のため道徳意識の充実を図り、児童の豊かな心を育み「いじめをしない、させない」資質を育てる。

「彩の国道徳 道徳教育指導資料集『学級づくりの羅針盤』～いま、道徳が『いじめ問題』にできること～」の活用の促進を図る。

#### (4) 情報モラル教育の指導

健やか輝き支援室の生徒指導・いじめ問題対策員や関係機関と連携し、児童、保護者向けに実施している情報モラル教育に関する講習会等を活用して、児童がスマートフォン（メール、LINE等）やインターネットを適正に使用する能力や態度を育成する。

インターネットの使用に関するルールや情報モラル教育の充実を図り、児童が自主的にインターネットの使用に関するルールづくりを行うことや、児童保護者を対象に「生徒指導・いじめ問題対策員」による講演を行う。また、ネット上の不適切な書き込みを見つけ出すネットパトロールからの情報を提供してもらい、指導に役立てていく。

一人一台配布されているタブレット端末は、正しく利用できるよう端末を使用するうえでの約束を学校と家庭で確認し、適切な利用に向けて継続的な指導を行う。

特に、SNSやオンラインゲームの利用に関しては、「倫理性」、「依存性」、「健康面」等の観点から、親子で話題にして一緒にルールを決めることができるよう啓発していく。

## 2 いじめの早期発見

#### (1) 職員の指導力の向上

埼玉県教育委員会「彩の国 生徒指導ハンドブック I's 2019」や所沢市「いじめ対応マニュアル」

を活用していじめや暴力行為の防止に関する研修を実施し、すべての教職員の資質能力の向上を図り、共通

理解を図るとともに、個々の児童への指導の充実を図る。また、職員間の児童の様子の情報交換を密にして

いく。保護者や地域へのいじめ問題の理解を深めるための広報啓発活動を進めていく。

#### (2) 心のふれあい相談員との相談

児童の悩み、心配ごと等、相談室で「心のふれあい相談員」と気軽に話せる場を設ける。

#### (3) 個人面談、家庭訪問の実施

児童の悩み、心配ごと、友だち関係等、保護者との面談や教職員と児童との間で日常行われてい

る面談や会話等を活用し、いじめの早期発見をする。また、地区懇談会等で、保護者や地域へのいじめ問題の理解を深めるための広報啓発活動を進めていく。

#### (4) なかよしアンケートの実施

年間、3回のなかよしアンケートを実施し、児童の行動の様子や悩みごと、いじめの早期発見をする。また、アンケート実施後、担任と児童の面談を実施する。アンケートでは、本音を書かない児童がいることなど、アンケートの限界も十分認識した上で、実態把握に努める。その際、学級担任をはじめ、教科担当の教員、クラブ活動や委員会の担当教員、支援員、相談員、スクールカウンセラーといった児童に関わるすべての教職員は、日頃の人間的なふれあいを通して、一人一人の児童と信頼関係を築き、児童を多面的、総合的に理解し、その子に合った支援に努める。

### 3 いじめへの対処

#### (1) 学校の組織づくり

学校におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うため、校内いじめ防止対策組織を設置し、年度当初や学期に1回などの定例の会とともに、必要に応じて会議を行う。構成員は、校長、教頭、学級担任、生徒指導主任や教育相談主任、スクールカウンセラーなど複数の教員等によって構成する。校内のいじめ防止対策組織は、運営委員会や生徒指導委員会の組織と兼ねずに設置する。

また、いじめを重大な社会問題と捉え、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察関係者など外部の専門家の意見を求め、どんな事案でも、まず、いじめを受けたとする児童に寄り添った対応をする。

#### (2) いじめ問題に対応する体制の整備

通常は、毎月1回の生徒指導委員会、教育相談部会を開き、情報交換や配慮を要する児童の対応を検討し、共通理解、共通指導を行う。また、いじめの対処については、その都度、ケース会議を開いて早期に対応する。

#### (3) 教育相談の充実

いじめの実態によっては、関係機関との連携をもち、情報交換を密に行う。また、教育相談週間を設定する。さらに、児童が相談する時間帯や場所などを工夫し、児童自身が自分の思いを表現しやすい環境づくりに努める。

#### (4) いじめる側の児童への実効性のある指導

##### ① 毅然とした指導の徹底

いじめる側の児童に対する指導は、全職員が毅然とした態度で一丸となって臨む。状況が改善されない場合は、個別の対応を行う。暴行や恐喝等の事例に関しては、必要に応じて警察と連携して対応する。

##### ② 保護者と一体となったいじめ改善

いじめる側の児童に対する指導については、その保護者にも状況を伝え、基本姿勢を繰り返して指導することを通して、保護者とともに改善を図っていく。

「学校いじめ防止基本方針」をホームページに掲載し、保護者や地域住民が内容を確認できるようにし、入学時や各学年の年度初めに、児童、保護者、関係機関等に周知していく。

### ③ 加害児童に対する成長支援

いじめ側の児童に対しては、成長支援の観点から加害児童への心のケアを行い、支援し見守っていく。

#### (5) 児童の主体的な活動の促し

児童会活動において、児童が主体的にいじめについて考え、自ら改善に向けた行動を進めていく。また、児童が望ましい人間関係を構築するための具体的な手立てを学級会等で指導する。

#### (6) いじめの解消について

いじめの解消は、単に謝罪をもって安易に解消とせず、いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の諸事情も勘案して判断するものとする。

##### ① いじめに関する行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む）が止んでいる状態が相当な期間継続していること。相当な期間とは少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重要性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ問題対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当な期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。その時点で、行為が止んでいない場合は、改めて、相当な期間を設定して、状況を注視していく。

##### ② 被害者児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうか判断する時点において、被害者児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ問題対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するために、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を策定し、実行する。

\*いじめが、「解消している」状況とは1つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえ、本校教職員は、いじめの被害者及び加害者については、日常的に深く観察する。

\*小中連携で中学校への引き継ぎを行い、卒業をもって直ちに「解消しているもの」と判断しない。

\*アンケート調査の保存期間は、指導要録の保存期間と合わせて、少なくとも5年間とする。

## 4 地域や家庭との連携

児童は、発達段階の中で様々な葛藤に苦しみ、ストレスを感じていることもある。また、人間関係のトラブルに対する悩みや困りごとを誰にも打ち明けられず、内に溜め込んでしまうことも増えている。そのような心に不安を抱えた児童たちを家庭や地域の多くの大人たちが関わり、気持ちを受けとめ、見守っていくことで、いじめの早期発見、解決につながるよう、学校と保護者・地域

等の連携をより一層推進する。

(1) 保護者・地域との連携強化及び啓発の促進

学校生活の様子やいじめの実態、対応方針等について、保護者会、学校便り及びホームページを通じて積極的に情報発信をして、保護者・地域と一体になったいじめ対応の体制を構築する。また、学校応援団（スクールガード等）と連携した児童の見守りを行う。

(2) 校種間及び関係機関との一層の連携

小・中一貫教育・小中連携の視点を踏まえ、学期に1回、三ヶ島中学校、林小学校といじめに関わる情報連携を行う。特に、卒業、転出入時における情報連携は丁寧に行う。また、学校評議員、民生委員等との話し合い、所沢市安全・安心な学校と地域づくり推進支部会議等、会議や研修会・報告会等を活用し、必要に応じて、児童相談所、所沢警察署、こども相談センター、民生委員・児童委員、主任児童委員、県立総合教育センターとの連携を進めていく。

(3) 保護者の役割

子供にとって家庭とは、心のエネルギーを充足する場であり、成長の基盤となる場です。また、親が子を生み、育てる場としての機能は家庭教育の原点であり、乳幼児期から情緒を安定させたり、善悪の判断の基礎・家族や他人に対する思いやり・健康や安全のための基本的生活習慣を身につけさせたりすること、さらに自立心を育んでいくこと等は保護者の役割と考えます。

その上で、いじめ防止の観点からは、以下のことが大切とされています。

① 規範意識を養うことに努めること

保護者はその保護する児童等に対し、人が心理的・身体的に苦痛を感じる行為である「いじめ」をしてはいけないことを教えていく必要があります。

心理的・身体的に苦痛を感じる行為の具体例

ア 「叩く」「蹴る」などの暴力をふるう行為

イ 「万引きさせる」「かつあげさせる」「物を買わせる（パシリ）」など強要する行為

ウ 「からかい」「悪口」「陰口」「相手に不快と感じさせるあだ名」など言葉による行為

エ 相手がいらないかのようにふるまう無視する行為（しかと）

オ 人の物を隠したり、勝手に使ったりする行為

カ SNSやオンラインゲームなどで仲間はずれや誹謗中傷する行為

② いじめから保護すること

保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合、適切に児童をいじめから保護する必要があります。保護の方法としては、いじめの加害者から離すこと、学校へ通報すること、警察や児童相談所へ相談すること等があります。

③ 関係機関と協力すること

いじめの防止等のための対策においては、予防や早期発見、早期対応を徹底するとともに、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することを最優先に取り組む必要があります。そのためには国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭、その他の関係機関が連携し、社会全体でいじめの問題に取り組んでいくことが大切です。

特に子の教育について第一義的責任を有する保護者（家庭）は家庭内だけで悩みを抱え込まず、まずは学校等関係機関に相談し、協力して取り組んでいく必要があります。

学校は、上記について保護者への周知・啓発を積極的に行い、保護者と連携して、

未然防止・早期発見・早期対応・解消に向けた見届けを行います。

(保護者の責務等)

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第1項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前3項の規定は、いじめの防止等に関する設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

【いじめ防止対策推進法】

## 5 関係機関との連携

いじめ問題の早期解決に向け、本校では、所沢市教育委員会との連携を強化するとともに、専門家、医師の意見を取り入れ、関係機関との連携を深める。

### (1) 対応組織

いじめ問題の早期解決のため、本校の組織を生かし、関係機関とともに対処していくことが大切である。いじめ問題の早期解決に向けての本校内の主な組織としては、生徒指導委員会、教育相談部会、安全指導部、人教育権部、保健委員会、PTAがある。他の関連機関としては、所沢市教育委員会、市教育相談室、児童・民生委員、スクールガード、警察、児童相談所、交通指導員、スポーツ団体、各地区区長、学校医がある。

### (2) 子ども関連機関との情報の共有

いじめの要因は様々であることから、所沢市立教育センター、子ども相談センター、福祉関連機関、児童相談所及び警察等との連携を図り、情報共有を継続的に行い、いじめの早期発見、早期対応、解消、見届けを行う。

## 6 重大事態への対処

重大事態が発生した場合、詳細な調査をしなければ、事案の全容は分からないことを認識し、慎重に対応する。

### (1) 重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに所沢市教育委員会に報告する。

- (2) 校内いじめ問題調査組織を設置し、調査を実施し、客観的事実を明確にする。  
「所沢市いじめ防止基本方針」に沿って対応する。
- (3) 調査結果の提供及び報告
  - ① いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供  
調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明を行う。  
う。これからの情報提供に当たっては、他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
  - ② 調査結果の報告  
調査結果について、所沢市教育委員会に報告する。

# いじめ防止対策推進法に対する三ヶ島小学校の対応

〔地方いじめ防止基本方針〕（12条）



〔いじめ問題相談体制〕（16条）

安全・安心な学校と地域づくり

目的：学校、地域が連携して危機管理体制を整え、学校内外の事件、事故及びいじめを未然に防止するとともに、地域の防犯体制の強化・交通安全の推進を図り、安全で安心な学校と地域を築く。

安全・安心な学校と地域づくり

児童・民生委員 警察 PTA、  
スポーツ団体 スクールガード  
交通指導員 各区長 スポーツ団体  
児童相談所 学校医  
関連幼稚園・小中学校

連携

学校

生徒指導委員会

・校長 ・教頭 ・主幹教諭  
・キーパーソン（生徒指導・教育相談・人権教育主任・安全主任等）  
・学年主任

報告

所沢市教育委員会

連携

安心・安全な学校と地域づくり推進委員会

児童生徒保護者

# 重大事態発生時の対応

想定される重大事態（第 28 条に規定するもの）

- ① 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
- ② 児童が相当の期間、学校に欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

